

## 基本方針に沿った郵政民営化の実現を

社団法人 経済同友会  
代表幹事 北城 恪太郎  
郵政公社民営化委員会  
委員長 岩沙 弘道

我々は、閣議決定された郵政民営化の基本方針を支持しており、小泉総理の強力なリーダーシップのもと、基本方針に沿った郵政民営化が実現されることを望んでいる。国会で法案が審議される重要な年を迎え、今後の制度設計や法案作成等に向けて、あらためて我々の意見を表明する。

### 1. イコールフットिंगの確保が、経営の自由度拡大の大前提である。

- ・ 経営の自由度拡大が、イコールフットिंगの度合いに応じて認められるべきものであることは、基本方針でも明記されており、極めて重要な点である。ところが現実には、準備期間における宅配便市場や投信販売への進出など、経営の自由度拡大がイコールフットिंगの確保に先行している。
- ・ 今後の制度設計、法案作成に向けては、イコールフットिंगの確保が経営の自由度拡大の大前提であることを踏まえた検討が行われ、より明確な形として示されるべきである。

### 2. 各会社ごとの論点に関する意見は以下のとおりである。

#### (1) 郵便会社

##### 郵便のユニバーサルサービス義務の対象は信書に限定すること。

- ・ 基本方針では、郵便会社に郵便のユニバーサルサービスの提供義務を課すとされるが、その対象となる範囲は明確でない。
- ・ 万国郵便条約によって国が果たす義務は「2kg以下の通常郵便と20kg以下の小包郵便」であるが、宅配便やメール便サービスなど、民間がすでに提供しているサービスの現状に鑑みれば、国が郵便会社に義務づけるユニバーサルサービスの対象は、信書のみで十分である。

##### 独占領域である信書の範囲は最小限とし、かつ将来は自由な競争を行うこと。

- ・ 基本方針で当面維持するとされた信書への参入規制に関しても、本来は、民間が対等な条件のもとで参入して競争を行ったうえで、どの事業者もユニバーサルサービスの維持ができない状況が生じた場合に限り、国が郵便会社にミニマムの優遇措置を講じてユニバーサルサービスを義務づければよい。
- ・ 信書への参入規制が当面維持されるとしても、信書の範囲は最小限にするとともに、将来は自由な競争が行われるべき。

**競争領域（物流）については、独占領域（信書）で得た利益の補填を認めず、民間と同じ貨物自動車運送業法のもとで対等な競争を行うこと。**

- ・ 信書の独占利益はユニバーサルサービスの維持に使われるべきであって、不当な廉売など、競争領域における不公正な競争に使われることがあってはならない。
- ・ 郵政公社による宅配便市場への進出は郵便法の範囲を拡大することによって行われているが、同じサービスを提供する民間は、国土交通省所管の貨物自動車運送業法の適用を受けている。民間との競争領域である物流分野については、民間と同一の業法（貨物自動車運送業法）のもとで競争すべき。

## **(2) 郵貯・郵便会社**

**遅くとも5年以内のできるだけ早い時期に、政府出資ゼロの完全な民有民営会社化を実現すること。**

- ・ 移行期間中に民有民営を実現するとされるが、何をもって民有民営の実現と判断するかは明確でない。政府出資が残るままでは国民にデファクトな政府保証が存在するとの印象を残し、民間とのイコールフットイングが確保されたとは言えない。
- ・ 両会社の株式を100%放出し、完全な民有民営会社とすることこそが民有民営の実現であることを明確にすべき。

**民有民営の実現までは限度額や業務範囲について一定の制約を課すこと。**

- ・ イコールフットイングが確保される民有民営の実現までは、限度額設定を維持し、融資業務の進出等について制約を課すべき。

**郵貯・郵便会社の事業にはユニバーサルサービスを義務づけないこと。**

- ・ 郵貯・郵便の事業については、民間がすでにほとんどの地域でサービスを提供している状況に鑑み、ユニバーサルサービス義務を課さず、各会社の経営判断に委ねるべき。

## **(3) 窓口ネットワーク会社**

**業務展開には、監視組織によるモニタリングを行うこと。**

- ・ 窓口ネットワーク会社は、郵政三事業にかかる対顧客業務の受託および新規サービスの提供を行うとされるものの、他に例のない会社であり、その具体像も不明確であると言わざるを得ない。
- ・ 経営判断によって多様なサービスに機動的に進出し得るべきではあるが、一定の政府出資が残ることに鑑みれば、公正な競争を確保する観点から、監視組織によるモニタリングなどの適切な措置が必要である。

**過疎地での窓口配置には配慮を要するが、都市部については経営判断による機動的な対応が可能となること。**

- ・ 窓口配置については、一市町村一箇所等、過疎地等への配慮も踏まえた具体的な設置基準が必要であるが、都市部等については、経営判断で機動的に見直しができるようにすべき。

**窓口における三事業のサービス受委託は、契約自由を原則とすること。**

- ・ 窓口における三事業の窓口サービス維持については、法律等で担保するのではなく、各事業会社と窓口ネットワーク会社間の受委託契約の締結に関し、経営判断による契約自由を原則とすべき。

**3. 監視組織は、イコールフットィングの確保を重要課題と位置づけ、中立かつ強い権限、透明性を持った組織として、早期の設置が必要である。**

- ・ 監視組織は民営化の進捗状況等をレビューする組織とされるが、民間とのイコールフットィングの確保は民営化の進捗における重要課題であり、その判断には監視組織が重要な役割を果たすべき。
- ・ 中立的な人員構成や強い権限、事前・事後にわたる議論の透明性の確保、組織の常設化など、公正かつ透明な判断がされるための実効ある組織設計が必要である。
- ・ 準備期間において経営の自由度拡大が先行している事実を鑑みれば、監視組織は準備期間においても必要であり、早期に設置すべき。

**4. 新会社の主要な経営陣人事を、民営化の遅くとも1年～1年半前に決定し、新経営陣や公社職員も参加した経営委員会を早期に発足させること。**

- ・ 経営委員会は、現経営陣に加え、将来の経営ビジョンを担う新経営陣、公社職員も参加して、民営化後の経営のあり方について十分な検討を行うことが必要であり、そのためにも新会社の主要経営陣を早期に決定すべきである。

**5. 各新会社については、委員会等設置会社として社外の独立した取締役には大きな役割を求めるコーポレートガバナンス体制を確立すること。**

- ・ 民営化後はリスクテイクを伴う事業展開も考えられるため、新たな国民負担を招く事態を生じさせないよう、経営側の視点のみならず、国民の立場でチェックするコーポレートガバナンスの仕組みが必要である。

以上